

愛知県犯罪被害者等支援懇話会設置要領

第1条 目的

愛知県犯罪被害者等支援懇話会（以下、懇話会）は、愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（以下、「指針」という。）に基づく支援実施状況をフォローアップし、助言等を行うために設置する。

第2条 助言等を行う事項

懇話会は、本県における次の事項について助言等を行う。なお、犯罪被害者等に対する個別の状況については、本懇話会で取り扱う助言等を行う事項の対象外とする。

- 1 犯罪被害者等の支援実施状況に関すること
- 2 犯罪被害者等の置かれた状況に関すること
- 3 その他懇話会において必要と認めた事項

第3条 構成

- 1 懇話会の委員は、学識経験を有する者、犯罪被害当事者又はその他犯罪被害者等支援に知見を有する者のうちから愛知県防災安全局県民安全課長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

第4条 運営

- 1 懇話会は愛知県防災安全局県民安全課長が招集する。
- 2 座長は、会議を総括し、進行する。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

第5条 事務局

懇話会の事務局は愛知県防災安全局県民安全課に置く。

第6条 会議の公開

会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生じると認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議の傍聴方法については、別に定める。
 - 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、そ

の全部又は一部を非公開とすることができる。

第7条 守秘義務

委員は、前条第1項に定める不開示情報及び第3項により非公開とされた事項について業務上知り得た場合、他に漏らしてはならない。

第8条 その他

この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。ただし、令和6年度に委嘱された委員の任期は、第3条の規定に関わらず、令和8年8月31日までとする。